

令和3年5月19日

学生の皆さんへ

学生主事

緊急事態宣言が発出されました

岡山県に5月16日から5月31日の期間、緊急事態宣言が出されました。これまで以上に感染予防対策をお願いします。

1. 不要不急の外出や移動を自粛する
2. 3密回避，マスク着用，手洗いを徹底する
3. 教室の換気を徹底する
4. 大人数の会食，カラオケなどは自粛する

**岡山県 新型コロナウイルス感染症
緊急事態措置**

① 区域 **岡山県全域**
② 要請期間 **5月16日(日)～5月31日(月)**

県民の皆様へ
【特措法第45条第1項に基づくもの】

- 日中も含め不要不急の外出・移動は自粛すること
- 感染対策が徹底されていない飲食店等や、休業要請又は営業時間短縮要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること
- 県外との不要不急の往来は極力自粛すること
- 個食や黙食、会話の際のマスク着用などの感染予防を徹底すること
- 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動は行わないこと

【特措法第24条第9項に基づくもの】

- 少しでも症状がある場合、発熱がなくとも、かかりつけ医等を受診し、通勤、通学、外出等を止めること
- 大人数のバーベキュー、地域で集まって行う会食やカラオケは自粛すること
- 「新しい生活様式」の実践の徹底

すぐに学校へ連絡を！

- ・ 皆さん自身や家族が何かの対象者（感染者，濃厚接触者，PCR 検査対象など）になった場合は，登校せずに学校へ電話
- ・ 体調不良を感じた場合も登校せずに電話
- ・ 学内で体調不良を感じたら必ず保健室へ